

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和 2 年 9 月 1 7 日

○出席委員

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・榎農水商工課長、村山補佐、吉川補佐、田畑係長
- ・上村環境課長、山口補佐
- ・中山建設課長、山田補佐、鳥羽室長、大田副室長
- ・小竹教育長
- ・山本教委総務課長
- ・岩井生涯学習課長、寺本補佐、中村補佐、栗原係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	中村 真緒
書記	

(午前10時00分 再開)

○河村 孝委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

当委員会に付託されました案件は、議案第25号、負担付きの寄附の受納について、議案第26号、鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について、議案第27号、鳥羽市森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第31号、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について、議案第32号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について、議案第33号、鳥羽市景観条例の一部改正について、議案第34号、鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について、議案第35号、鳥羽市景観計画の策定について、請願第1号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願の議案8件と請願1件であります。

これより議案の審査に入ります。

審査の都合により、付託議案の順番を入れ替えて審査を行いますので、ご承知おきください。

それでは、議案第25号、負担付きの寄附の受納について及び議案第34号、鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課の岩井です。よろしくお願いたします。

議案第25号、負担付きの寄附の受納についてご説明させていただきます。

提出議案1ページをご覧ください。

寄附の目的としまして、昭和52年に設立されました公益財団法人鳥羽市武道振興会が令和3年3月31日をもって解散することになりましたので、所有しています鳥羽市武道館及びその附属の土地について市に寄附をいただくことになりました。

市としましては、鳥羽市武道振興会が推進してきました武道振興について、これまでと同様に継承し、市民の健全な心身の発達と体力の向上を図るとともに、鳥羽中央公園運動施設の一つとして体育館等と一体的に管理したいことから、受納したいことですので、ご提案させていただきます。

寄附の条件としまして、(1) 武道館の運営を継続し、武道の振興を図ること、(2) 寄附物件の建物は、公益財団法人日本財団からの助成を受けて取得した物件であることから、処分または目的外利用する場合は所要の手続を行うこと、(3) 寄附物件の引き渡しは、令和3年4月1日とすることになっております。

次ページをお願いいたします。

寄附物件につきましては、土地としまして、鳥羽市大明東町2090番275、宅地2,770.85平米、建物は、鳥羽市武道館、所在地鳥羽市大明東町2090番地275、構造は鉄筋コンクリート造、ルーフィングぶき2階建て、床面積1階976.92平米、2階266.40平米となっております。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第34号、鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

議案書は22ページから27ページになります。新旧対照表は18ページからお願いいたします。

提案理由としましては、第1条で鳥羽市体育館サブアリーナの利用料金を定めさせていただくとともに、第2条で、先ほどご提案させていただきました鳥羽市武道館の設置及び管理に関し必要な事項を定めたく、ご提案させていただくものです。

市民体育館サブアリーナに関しましては、建物の外側の仮設の足場も外されて、9月末の完成を目指して急ピッチで工事を行っていただいているところであります。

今後の予定としましては、10月中旬に施設の引渡しを受けた後、音響や照明などの備品の設置を行い、仮事務所の引っ越し等を行うことになっております。

当初、サブアリーナの竣工式及びオープニングイベントとして、11月28・29日に市民文化祭の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染予防対策が難しいことから、今年度の鳥羽市民文化祭の開催を中止させていただくことになりました。そこで、11月12日に竣工式を行い、市民の皆さんへ内覧会を行った後、11月17日から一般貸出しを行いたいと考えておるところです。市民の皆さんには、11月の広報とばにて詳細をお知らせする予定でいます。

それでは、提出議案について新旧対照表から説明をさせていただきますので、新旧対照表18ページをお願いいたします。

別表第3、鳥羽市市民体育館利用料金にサブアリーナ及びサブアリーナの2階に設置されますトレーニングルームの専用使用の場合の料金を追加させていただきます。利用料金に関しましては、近隣の市町の同等の施設やメインアリーナの料金を加味して決定させていただいております。

サブアリーナに関しましては、メインアリーナと同様に、営利または宣伝を直接の目的としない場合とする場合に分けて、市民の方が少しでも利用しやすいよう料金を1時間当たりで設定するとともに、フロアと舞台など、利用形態に即して分けて借りるできるように設定させていただきました。

サブアリーナの営利または宣伝を直接の目的としない場合、全体で1時間当たり1,500円、フロア部分だけの場合で1,000円、舞台だけの場合500円とし、営利または宣伝を直接の目的とする場合は、営利目的としない場合の10倍とさせていただきます。トレーニングルームの場合につきましても、営利または宣伝を直接の目的としない場合は1時間当たり600円、営利目的の場合は10倍の6,000円とさせていただきます。

続きまして、新旧対照表19ページをお願いいたします。

別表第5（12条関係）におきまして、鳥羽市民体育館冷暖房利用料金の表にサブアリーナとトレーニングルームの項目を追加させていただいております。

1時間当たりの利用料金は、サブアリーナ全体使用で2,100円、フロアの場合1,400円、舞台だけの場合は700円、トレーニングルームは600円とさせていただきます。また、附属設備及び器具に関しましては、別途、鳥羽市運動施設の管理に関する条例施行規則において、可動式の観客席や音響設備、プロジェクターの利用料金を設定させていただいております。

体育館サブアリーナに関しましての第1条関係につきましましては、施行を令和2年11月1日からとさせていただきます。

続きまして、新旧対照表20ページをお願いいたします。

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の第2条関係についてご説明させていただきます。

本来でありましたら、議案第25号の負担付きの寄附の受納についてのご採決をいただいた後、次の条例に変更の提出を行うべきだと存じますが、一連の関係した内容となりますので、今回、同議会にて上程させていただきましたので、ご理解のほどお願いいたします。

さきに説明させていただきました議案第25号の負担付き寄附の受納に関する鳥羽市武道館の管理運営に關しまして、鳥羽市都市公園条例における運動施設と同様に一体的に管理運営を行いたいことから、鳥羽市運動施設の管理に関する条例の名称に「設置」という言葉を追加させていただき、今後は鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例に改めさせていただきます。

鳥羽市武道館の設置に関する事項を追加させていただきました。また、議案第25号では、武道館の土地は地番である表記とさせていただいていますが、こちらの条例では、位置として住居表記の大明東町8番2号とさせていただいております。

次に、新旧対照表21ページをお願いします。

下段の太枠の別表第2（第5条）、（第6条）関係におきまして、夜間照明等がないことから、鳥羽中央公園相撲場の開場時間をこれまで「午前9時から午後9時まで」から、次ページ22ページご覧ください、「午前9時から日没まで」に変更させていただきました。

次に、別表第6（第12条）関係をご説明します。

今回新たに鳥羽市武道館を市の管理にする体育施設とすることから、利用料金の設定を追加させていただいております。

まず、専用使用の場合は、午前9時から午後1時までの料金を1,300円、会議室を900円、午後1時から5時の料金を道場2,000円、会議室1,300円、午後5時から9時までの料金を道場2,600円、会議室1,900円、午前9時から午後9時までの全日を利用する場合は道場5,200円、会議室3,500円とし、現在の利用料金とほぼ同額を設定させていただいております。また、備考欄に鳥羽市民以外の方または勤務地を有する者以外の方が使用する場合は、利用料金をそれぞれ2倍相当とさせていただくとともに、営利または宣伝を直接の目的とする場合は、当該利用料金の3倍相当の額とさせていただきました。

また、超過利用料金及び道場における使用面積が半分の場合の利用設定を2分の1とするなど、利用しやすいように細かな設定とさせていただいております。また、会議室には冷暖房設備がありますので、午前・午後・夜間の時間区分ごとで720円を加算することとさせていただいております。

次に、個人使用の場合です。

利用区分を午前9時から午後1時、午後1時から5時、午後5時から9時までとさせていただき、道場は小学校、中学校、高校生の場合は各50円、一般の場合は100円とさせていただきました。また、トレーニングルームの利用料金は、小学校、中学校、高校の場合は各100円、一般の場合は200円とさせていただきました。利用料金はこれまでと同じですが、高校生はこれまで一般と同じ料金でしたが、利用していただきやすいように区分を変更し、小・中学校と同じ料金とさせていただいております。

第2条関係の施行につきましては、令和3年4月1日からとさせていただいております。

鳥羽市武道振興会は、令和3年3月31日をもって解散となりますので、鳥羽中央公園体育施設の新たな指定管理につきましては、10月から公募にて募集を行った後、改めて議会のほうに諮らせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第25号及び議案第34号について、ご質疑はございませんか。

片岡委員。

○片岡直博委員 2点お伺いします。武道館、それからサブアリーナの運営について関連があると思いますので、2点についてお伺いします。

まず第1点目、武道館の使用法なんですけれども、現在もそうやと思うんですけれども、本当に武道をやっている、使用している人が優先されていない。武道をやっていない競技の者が使用することによって、武道をやりたいときに使用ができないという過去の前例がいっぱいあります。近くでは伊勢志摩サミットで他府県の県警の先生方が来るときに、休みのときに武道館で稽古をしたいというふうに申込みしたところ、他の競技が入っておるので使用できませんというふうに断っている。

それがどうのこうのというわけではないんですけれども、この際、令和3年3月ですか、令和3年4月1日付で市の運営、それからサブアリーナの使用の方法、両方を鑑みて、やはり武道館を使用する場合は、武道をしる者を優先的に使用ができるというふうな運営方法を図っていただきたい。

2点目、2点目は武道館、それからサブアリーナにもトレーニングルームというものがあります。したがって、武道館のトレーニングルーム等をどういうふうにするのか、併せてお答えください。

以上です。

○河村 孝委員長 片岡委員、条例議案なんで何ページのどこの部分というところに触れていただき、何ページの話ですか。

○片岡直博委員 2点ありますので、武道館の使用法についても令和3年4月1日付でサブアリーナの両方も市の運営になるわけですよ。したがって、武道館で使用している他の競技が、武道をやらない競技がたくさん入っている。その辺を……。

○河村 孝委員長 おっしゃりたいこと……。

○片岡直博委員 その辺をお願いしたいという。

○河村 孝委員長 おっしゃりたいことは分かるんですけども、具体的にこのページのこの条例についてというお話をいただき、あくまでも議案の審査なんで、片岡委員が要望したいお話も分かるんですけども、その辺ひっくるめて、どういうふうを考えているかということでお答え願えますか、誰が答えますか。

生涯学習課課長補佐。

○中村課長補佐 生涯学習課の中村です。よろしくお願いたします。

まず、武道館の運営法なんですけれども、先ほど片岡委員おっしゃったように、現実、そういった武道の関係する団体が利用できない、ほかの団体が利用しているというような状況もありますので、これから指定管理の公募を行っていきます。その要綱とか仕様書の中に、武道の関係団体を優先して利用できるようにとい

うような言葉を入れながら、指定管理の公募をかけていきたいなというふうに考えております。

次に、2点目の武道館にトレーニングルームができて、サブアリーナにもトレーニングルームが今回でできる予定となっています。

まず、サブアリーナのトレーニングルームですが、完成したときには、来年にみえとこわか国体があって、トレーニングルームも、要はフェンシング競技の部屋でサブアリーナ全体を使っていきたいということもありましたので、器具を国体終了後までは入れないような計画をしています。国体終了後に器具を再度またどういった器具を入れるかということを考えていく予定をしております、武道館とサブアリーナのトレーニング場のすみ分けは、まず、武道館のほうは、今特に若い人がウエイトトレーニングといいたいでしょうか、器具を使ってやるものがあつたりとか、エアロバイクで健康志向のものがあつたりしていますけれども、武道館のほうは、ウエイトトレーニングを中心としたトレーニング室で、サブアリーナのほうは、どちらかという軽い運動といいたいでしょうか、健康を重視した、例えばエアロバイクであるとか、簡単な上半身鍛えるものとか、本当に簡単な器具、そういった健康志向のほうのような形の器具を入れていきたいなと、そういった形で武道館は、要は対象者を分けて運用を図っていきたいなというふうに今のところは考えております。

以上です。

○河村 孝委員長 よろしいですか。

山本委員。

○山本哲也委員 今回の回答に関してなんですけれども、武道の方を優先してというところを明記されるとかという格好や思うんですけれども、その優先しというのは、どういう形で優先されるのか。

例えば今武道館、体操じゃないんですけれども、子どもたちに向けた運動のやつとかで使ってもうとつたりすると思うんですけれども、それが武道じゃないと判断された場合に、後から申し込んできた武道の方がそれを優先して使わせるというような優先の仕方になるんですか。今でも多分規律とか、その規約に基づいて先に申込みされた方は、申込みされたというのを受領して、それで運用されとるとは思うんですけれども、優先していくというのは、どういうことを優先していくつもりで回答されていますか。

○河村 孝委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 もちろん、条例に基づいて事務といいたいでしょうか、運営はやっていきますけれども、そういった特にイメージするのは、日常の活動で学校部活動のこととか、夜間のそういった子どもたちの活動について、基本3カ月前というのものもあるんですけれども、もともと武道館の武道の目的に建てた施設ということと、体育館は広く利用していただけますので、事前に学校とか、そういった子どもたちの団体と、これまでももちろん連携しながらやりますけれども、連携しながら事前に日常の活動については、この日は使いたい。ほかから、そういった武道じゃない一般的なスポーツの団体があった場合は、体育館と武道館が市の施設になりますので、そういったところで利用形態を分けながら運用していきたいなというふうに考えております。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 特段申込みがあったやつをはねのけてとかという優先ではなくてというところで、例えば今使われている方が継続して今後も武道館、サブアリーナじゃなくて、武道館を使いたいんだというのは継続して使わせていただけるとかというような格好でいいんですか。あくまでも利用者の方がその目的に沿ってという

か、使いたいというところを武道だからといって、はねのけて、ちょっと待ってくださいとかというのがないという格好でいいということですよ。

○河村 孝委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 そういったところは考えておりません。

○山本哲也委員 はい、ありがとうございました。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 トレーニングルームに関連してお聞きます。

武道館のほうは個人使用で、これ、料金書いてありますけれども、今回サブアリーナのほうは専用使用で1時間600円と書いてありますけれども、これは個人では使用はできないのでしょうか、できますでしょうか。

○河村 孝委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 今回サブアリーナは専用利用のみの料金設定をさせていただいて、トレーニング器具が入った後、改めて個人使用の料金設定をしていきたいと考えております。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これ、今武道館の話も出ましたけれども、武道館のウエイトトレーニングルーム、これ、おおむねツールックで主に男性向きのような形になっておって、女性が使いにくいようなものになっていますので、4月以降そういう需要もあろうかと思っておりますので、そういうふうには、お願いですけれども、できればなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正の条例ということで23ページのところで、あと武道館のところで26ページということで、聞きたいのは営利・宣伝を目的とする場合に、先ほどの説明でメインアリーナ等々は10倍という数字を設定されたということなんですけれども、武道館については3倍相当ということで、この辺の比較というんですか、何倍とした根拠というんですか、それをちょっと教えてください。

○河村 孝委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 まず、武道館については、今回、新しく設定されますけれども、これまでは、以前の市民体育館もそうやったんですが、スポーツをまず、するしないで、入場料取る取らないで3倍であるとか、例えばスポーツ以外の団体が利用する場合は6倍とかで、今回、興行または営利目的とする場合は30倍というような形で武道館が設定をされていて、今回の3倍の根拠としては、まず、営利目的というものは武道館、今の管理者に聞きますと、もう記憶にないというような、恐らくここ最近ではないというふうに言っていましたので、この入場料を徴収するというところの今の基準の3倍というのを今回武道館の料金設定について適用をさせていただいたということです。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 10倍のほうも少し教えてください。いいですか。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 10倍については、当初の説明で近隣の市町の単価とか、いろいろ勘案して設定されたということなんですけれども、そういった解釈でいいのかどうかということを教えてください。

○河村 孝委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 10倍はメインのアリーナの料金設定の際に、近隣の施設等を見て設定させていただいております。

以上です。

○南川則之委員 以上です。ありがとうございます。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

副委員長。

○瀬崎伸一委員 1点だけ確認させてください。

新旧対照表の20ページのいわゆる鳥羽市武道館という項目を追加したところの位置という情報で、番地が8番の2号になっていて、この提出議案のほうの登記簿上のデータを見ますと、また番号が違う。これ、何かたまたま違うだけなのか、何か理由がありますか。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 土地の地番と住所表示は違う場合がありますので、寄附でいただく場合は住居表示ではなくて、登記簿上の土地の地番で表記をさせていただいているところであります。後ろのほうの条例の位置を言うときは、住居表示という形になっていますので、どうしても違うところが出てくるのは仕方ないことかなとは思っていますので、ご了承ください。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 武道館の料金設定のところなんですけれども、

○河村 孝委員長 何ページ。

○山本哲也委員 24ページですね。新旧対照表の24ページ。今回高校生を多分今までよりも安く使わせていただけるというような設定と、これ、多分夜間も金額下げてくださいとるんじゃないかなと思うんですけども、現行は、多分一般300円かかったのを200円にしてくださいとるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の金額設定の狙いというか、その辺を教えてください。

○河村 孝委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 まず、武道館のトレーニングルームの料金なんですけど、今までと変わらない料金100円と200円。ただ、メインアリーナの個人使用の場合は前回の改正のときに、一般であれば300円というような形にさせていただきました。武道館はこれまでと同様の金額であります。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 やとすれば、ホームページが多分古いんじゃないかなと思うので、そちらのほうの情報の更新をもしていただいといたほうがいいのか。たしかホームページ上、昨日確認させていただいたときは、夜間が300円になっとったんじゃないかなと思いますんで、そちらの更新をお願いいたします。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第26号、鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 農水商工課の榎です。よろしく申し上げます。

議案書の3ページのほうをお願いいたします。

議案第26号、鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定についてでございます。

提案の理由といたしましては、みえ森と緑の県民税の基本方針である災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金の設置をするものです。この県民税を財源に市町に交付されるみえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、災害に強い森林づくり等の施策を進めていくため、基金設置条例を制定するものでございます。

これまで主に危険木伐採事業等に活用してまいりましたこの森と緑の県民税市町交付金につきましては、毎年約800万円を単年度の事業財源として交付いただいておりますが、入札等により生じた事業残金等を年度末に基金に積み立て、次年度事業と併せた実施ができるよう基金化することで、交付金事務の円滑化を図ることができると考えております。

基金条例の内容といたしまして、4ページをご覧ください。

第1条で設置目的を災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金を設置するとしております。

第2条では、基金として積み立てる額は、みえ森と緑の県民税市町交付金のうち、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とすると規定し、第3条では管理の方法、第4条では運用益金の処理、第5条では繰替運用を規定しております。

第6条では、第1条の設置目的のための財源として充てる場合に限り、基金の処分ができると規定しております。この条例は、三重県のみえ森と緑の県民税条例等を参考にしており、議会でのご承認いただきましたら、速やかに公布、施行していく予定でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第27号、鳥羽市森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

森林整備及びその促進を図ることを目的に、国から交付される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するための条例を制定するものです。

令和元年度から森林環境の適正な管理を推進していくための事業等に活用してまいりましたこの森林環境譲与税につきましては、令和元年度で620万円を事業財源として交付していただいておりますが、これから令和6年度にかけて徐々に交付される金額が増え、令和6年度からは約1,000万円の事業規模になる予定です。国からは財源を活用して計画的な事業実施をしていくことが求められており、基金に積み立てながら事業を進めていくことで事務の円滑化を図っていきたいと考えております。

条例の内容といたしましては、6ページをご覧ください。

第1条で設置の目的として、本市における森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、基金条例を設置するもので、第2条で基金として積み立てる額を毎年度予算で定める額としております。第3条では管理の方法、第4条では運用益金の処理、第5条では繰替運用を規定しております。

第6条では、第1条の基金の目的のための財源として充てる場合に限り、基金の処分ができると規定しております。この条例は議会でご承認いただきましたら、速やかに公布、施行していく予定でございます。

以上、ご説明させていただきます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

まず、議案第26号について、ご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 2点お聞きします。

まず、両方とも一緒のような条例なんですけれども、みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例というところで、この条例は県下市町、早くから設定されとる市町もたくさんあるんですけれども、今回この鳥羽市が基金条例を今になったという流れについて少し教えてください。

○河村 孝委員長 田畑係長。

○田畑農林係長 農林係長の田畑です。よろしくお願いします。

○河村 孝委員長 係長、ごめん。ちょっとみんな声が遠いんで、もう少しマイク近く、大きな声をお願いします。

○田畑農林係長 はい。この森と緑の県民税に関する基金の県内の各市町の設置状況でございますけれども、県内29市町のうち、23市町が既に基金をつくっておられるという状況になっておりまして、ここ今回鳥羽市も基金を設置して運用していきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○榎農水商工課長 補足させて……。

○河村 孝委員長 ごめんなさい。農水商工課長。

○榎農水商工課長 これまで単年度事業で予算を盛らせていただいて、危険木伐採事業を主に単年度の中で対応してまいりましたが、最終的に全て使い切ることが有効活用につながるということで、全部使い切りたいという思いの中で事業を進めていく中で、事務的にやはり最終的に金額的な形で交付される金額を執行していくのに、かなりの調整負担が必要になってきたというところで、今回基金条例という形である部分調整させていただきながら、複数年で活用できるようにさせていただきたいという趣旨でなっています。

ちょっとほかの市町よりも遅れてしまったという感はございますけれども、今後そのような形で対応していきたいというふうに考えております。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長の説明のように、事業化されとって、当然、過年度執行せないかんということで、入札の差金とかそんなも含めて、さらに全部使えるようにということをやっておられると思うんですけども、なかなかそれが事務的にも厳しいので、この基金条例をつくって、先ほど複数年でやれるような体制をつくっていききたいということで、他の市町の状況もいろいろ検討しながらやっているなと思いますんで、今後なるべく早く今回の交付金でくるお金を早めに執行していただいて、活用してほしいなと思います。

もう一点いいですか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○南川則之委員 続けてもう一点は、この4ページの第6条に処分というところで先ほど説明をいただいたんですけども、この中で基金は云々とあって、これは処分することができるということなんですけれども、処分することができるというのは、その全部または一部という解釈でいいのか、その辺をお聞きます。

○河村 孝委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 全部または一部ということで、そのときの状況により考えていきたいと思います。目的税ですんで、この目的に沿った使い方しかできないという条件の中で、当年度予算の中に基金の取崩しもさせていただきながら、計画的に実行していきたいと思います。

○南川則之委員 ありがとうございます。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。議案第26号、3ページのみえ森と緑の県民税市町交付金条例についてちょっとお尋ねします。

今危険木等々伐採していただいておりまして、年々需要が増えております。これによって、さらにこれが市民の要望に答えやすくなるものか、それとも、これはもう適正に運用するものかというところがあるかと思うんですけども、基金に毎年財源が、先ほど800万円ぐらいという話は出ましたけれども、それを充てて複数年できちんと対応できるように計画していくものか、その辺のところをもうちょっと詳しくお聞かせください。

○河村 孝委員長 基金条例制定に当たって、どのように市民に影響が出てくるのか。どっちが答えますか。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 すみません。課長のほうで答えさせていただきます。

これまで危険木伐採事業というのは町内会を代表して要望いただきながら、各要望箇所の確認をさせていただいて、その中で危険度を判定させていただきながら実施してきました。3年前に要望をとって、かなりのストックがありましたけれども、今年度また新たに各町内さんから要望をいただきまして、新たに現場のほうを確認させてもらいながら切っているところです。

これまでのところ、いただいたお金は当該年度でできる限り使っていこうと、スピードの部分でいくと、そのような対応をさせていただいていたんですけれども、最終的に基金条例化することで、入札差金であったりとかでも次年度に送って、次年度でまとめてやるというほうが事務効率がいいという流れの中で、ほかの市町の基金条例を参考にさせていただきながら、そのような取組をさせていただきたいというところでございます。運用に限っては、当該年度でいただける部分について、なるべく当該年度で執行していきたいという思いの中でやっております。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。ありがとうございます。

そういうふういきちんと使っていただいて、対応していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○河村 孝委員長 他にございせんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第27号についての質疑はございせんか。森林環境譲与税の基金条例、ないですか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、説明員入替のため、暫時休憩いたします。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第33号、鳥羽市景観条例の一部改正について、及び議案第35号、鳥羽市景観計画の策定について、担当課長の説明を求めます。

議案第35号から説明をお願いします。

建設課長。

○中山建設課長 おはようございます。建設課長の中山です。よろしくお願いします。

まず先に、議案第35号、鳥羽市景観計画の策定について説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお願いします。

提案理由としましては、本市の特性を生かした良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく鳥羽市景観計画を別冊のとおり策定することから、鳥羽市議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものです。

この計画につきましては、昨年12月23日の鳥羽市議会全員協議会において、議員の皆様には計画の素案を説明させていただき、本年5月1日から29日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、2件の意見がございましたが、素案の変更を必要とする内容ではありませんでしたので、全員協議会で説明をさせていただいた計画の素案を6月23日に行われました第59回都市計画審議会並びに7月31日に行われました第1回景観審議会にて審議をいただき、両審議会で同意をいただきました。

鳥羽市景観計画では、本市の目指す観光交流都市としての実現に向けた契機になるよう、鳥羽市の多様な景観を織りなす個性ある景観を再認識し、次世代に継承していく趣旨から、景観将来像を「鳥羽の海、島、まち

を巡り、楽しみ、次世代に継承する景観づくり」と定め計画を運用していきます。

この計画では、市域を山地の景観ゾーン、海岸と島の景観ゾーン、みなとまちの景観ゾーン、国道167号沿道ゾーン、みなとまち沿道ゾーン、国道42号沿道ゾーン、パールロード沿道ゾーンの7つのゾーンに区分し、その地域の特性に合ったきめ細かい景観誘導が行えるようにしました。この計画ができたらかとって、すぐにまちの変化があるわけではございませんが、少しずつ景観誘導を行い、長いスパンでまちの変化があればよいと考えております。

以上が鳥羽市景観計画についての説明でございます。

続きまして、議案第33号、鳥羽市景観条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書は19ページをお願いします。

令和2年1月22日、条例第1号におきまして鳥羽市景観条例を制定し、5月1日より施行をしております。同時に5月1日より景観行政団体となり、景観行政事務の処理を鳥羽市にて行っているところでございます。

提案理由といたしましては、現在の鳥羽市景観条例は、三重県景観づくり条例の内容で運用しておりますが、さきに説明をさせていただきました鳥羽市景観計画で鳥羽市全域を区域とした良好な景観に関する事項を定め、令和3年4月1日より施行する予定をしておりますので、条例において定める事項の追加が必要となることから、条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の14ページをお願いします。

主な改正点を5点説明させていただきます。

1点目は、第4条において第3項を追加し、景観計画において良好な景観を形成するため、地域の現状や景観特性等を踏まえ、区分する地域体を定めるものです。

鳥羽市景観計画では鳥羽市全域を、先ほど説明させていただきましたが、景観計画区域として7つのゾーンに区分し、それぞれの景観特性に応じた景観形成を図っていくこととしていることから、その区域を地域体とし、その設置に関する条文を追加いたします。

2点目は、条例第6条において、景観計画区域のうち総合保全区域及び重点地区の指定について定めるものです。

鳥羽市景観計画の特徴の一つとして、総合景観における良好な景観の形成が挙げられます。その中で、良好な総合景観を保全する必要があると認める区域について総合保全区域として指定できる旨を追加します。また、景観づくりの推進を重点的に図るため、特に必要な地域を重点地区として指定できる旨も追加いたします。これが2点目です。

次に、3点目は、第7条において、景観提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の手続について定めるものです。

景観法第11条では、良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域において、当該土地の所有権等を有する者は1人で、または数人が共同して景観行政団体に対し、景観計画の策定または変更を提案できるとされています。これに対し、景観法第12条において、景観行政団体は景観計画の提案が行われた場合、景観計画の策定または変更するかを判断することとされています。

なお、景観法第14条には、景観法第12条により行われた判断で、景観計画の策定または変更する必要がない場合、遅滞なくその旨及びその理由を提案者に通知することとされています。

このことから、鳥羽市景観計画が策定されたことにより、今後、景観法第11条に基づく提案があった場合の対応として、景観法第14条第1項の規定に基づく通知を行うに当たり、鳥羽市景観審議会の意見を聞かなければならない旨を定めます。

4点目は、条例第9条第2項において、重点地区における景観法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為について定めるものです。

景観法第16条第7項第11号において、景観区域内における届出を要しない行為について条例で定めるとされています。重点地区は、届出を要しない行為が他の地区と異なることから、条例にて届出を要しない行為について別途定めます。

5点目は、条例第16条と第17条において、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び原状回復命令等の手続に関する事項について定めるものです。

鳥羽市景観計画に景観形成上重要とされる建造物及び樹木をそれぞれ景観重要建造物、景観重要樹木として指定できる旨記載しています。また、景観法には、景観重要建造物等の指定や変更、解除及び原状回復等の手続についての記載がありますので、これらの手続に対し鳥羽市景観審議会の意見を聞かなければならない旨を定めます。

以上が鳥羽市景観条例の一部を改正する条例についての説明です。

これで建設課の議案第33号、鳥羽市景観条例の一部を改正する条例並びに議案第35号、鳥羽市景観計画についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第33号及び議案第35号について、ご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。鳥羽市景観審議会のことについてお尋ねいたします。

これ、いろいろ条例改定したりとかするときに、いろんな意見等々もあるかと思うんですけども、これはどのような方で構成されているのか、ちょっとお聞かせいただけませんかでしょうか。

○河村 孝委員長 鳥羽室長。

○鳥羽建設課室長 建設課まちづくり整備室の鳥羽です。よろしくお願いします。

景観審議会のメンバーでございますけれども、一応会長のほうには三重大大学の教授、学識経験者である方です。あと三重大大学のもう一人建築学科の方と、鳥羽市の団体で商工会議所、観光協会と鳥羽磯部漁協と、あと市民公募の方とで、あと環境省の自然保護官にも入っていただいております。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今お聞きしたら、しっかりとした学識経験者と、あと地元の関係団体等々、意見を聞く場があるということですので、しっかりとその場を踏まえてされるものだというふうに認識しておりますので、了解しました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 この計画のところなんですけれども、立派な計画ありがとうございます。

パブリックコメントが2件というところで、気になるところは多くの方にきっちりと周知ができてんのかどうかというところが気になります。パブリックコメントをしていただいたところ、多分そこは担保されるところになるのかなとは思いますが、じゃ、実際、これからこの計画を基に進めていくというところで、認知がされてないですとか、そういうところになってくると、なかなか市民の方々、実際にそのエリアに関係する方々に理解ですとか、協力が得られないんじゃないかなというところも心配するところでありまして、そういったところをこれからどのようにこの計画を分かりやすく市民の方、また、そこに住まう方々ですとかに伝えていこうとするかという、何か工夫とかがありましたらお聞かせください。

○河村 孝委員長 鳥羽室長。

○鳥羽建設課室長 パブリックコメントはかけさせていただいております。それで、この議会で承認いただきましたら半年間の周知期間設けます。施行は来年度の4月1日からの施行を予定しておりますが、広報と、もちろんホームページでは公表はさせていただきます。あと説明会と、ちょっと景観に対しての認識を高めていただきたいこともありますので、講演会等もちょっとコロナの影響でどうなるか分からないですけれども、年明けたぐらいには予定はしております。

また、この計画をつくる際に重点候補地区というのをこの中にうたってあるんですけれども、そのときに、その地区の町内会長さんには一応は説明はさせていただいております。また今後、各種団体等から説明の要望があれば、その都度説明はさせていただこうとは考えております。

以上でございます。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

確実に広く浸透していくように進めていただきたいなというふうに思いますので、難しい語句が並んだり、我々も見ながらでも、なかなかすつと理解するまでにはかなり、これだけですと勉強せなあかんのかなというところを分かりやすく、こういうことなんやということが広く浸透できるような資料とかというのがあれば、そういうようなのも用意していただきたいなというふうに思いますので、大変な作業になるかとは思いますが、期待しております。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、議案第31号、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

環境課長。

○上村環境課長 環境課、上村です。よろしくお願いたします。

提出しました議案について説明いたします。

議案書の14ページをお願いいたします。

議案第31号、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書はこの後14ページ、15ページ、新旧対照表は6ページからになります。

提案理由といたしまして、先ほど建設課より景観計画及び景観条例一部改正について提案がありましたが、本市において新たな景観保全対策が実施されること、また森林の保全及び排水対策等に関する規定について所要の改正をすることから、本提案とするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

それでは、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正する条例で、まず、新旧対照表6ページになりますが、目次において、第2章のうち第7節建築物の色彩及び広告物の内容制限ということで「38条の5から38条の8」というこの語句を削除いたします。また、同じく目次の第3章のうち第3節緑地保全のための規制第41条から第44条の括弧書きの部分のうち、「第44条」を「第51条」に改め、第4節保護樹木及び保護樹林「第45条」から「第51条」を削除いたします。

次に、本文のほうになってまいります。第31条第1項中の「磯部町」、「阿児町」を「志摩市」に改めるものでございます。次に、第7節「第38条の5から第38条の8」は、目次と同じように削除いたします。今回の改正で削除される「第38条の5から第38条の8」につきましては、鳥羽市景観計画及び鳥羽市景観条例で対策されることになるものでございます。

続きまして、新旧対照表は8ページをご覧ください。

第44条緑の監視員についての規定を削除するものでございます。

自然保護や緑化、自然破壊防止については、法制度が充実していることから昭和57年以降、緑の監視員を設置していないことから、設置は必要ないという考えの下、削除するものでございます。

次に、新旧対照表は9ページをご覧ください。

第4節の説明を削除します。また、第45条から第51条までを削除いたします。

樹木の保護についても法制度が充実し対策されることから、本条例における保護樹木の指定の必要性はなくなったことから、第45条から第51条を削除するものでございます。

次に、新旧対照表は11ページをお願いいたします。

第55条を改正しまして、同条において見出しにおいて文化環境保存区域指定の процедуруを定め、第55条の2において指定の解除及び区域の変更を、第55条の3において標識の設置を定めるものでございます。

次に、第61条の見出しを「漁業組合の同意」から「漁業組合との協議」に改め、同条第1項中の「同意を得なければならない」とあるものを「十分に協議しなければならない」に改め、同条第2項を削除するものです。漁業協同組合の同意につきまして規定している第61条について、第1項において浄化槽の排水に関し、「一律に同意を求めること」の改正が必要であることから「事前に十分協議する」と改正します。また、第2項における海面での潜水器使用の規定については、三重県漁業調整規則で規定されていることから、この条例から削除するものでございます。

新旧対照表対照表は12ページをお願いいたします。

第68条中及び第51条を削除いたします。

そして、この改正条例の施行日については、令和3年4月1日としております。

なお、今回の条例改正に向けて7月16日から8月7日の期間においてパブリックコメントを実施するとともに、7月15日に環境保全審議会委員に対し書面にて意見を求めましたが、特に意見はございませんでした。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第31号について、ご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 1点お聞きします。第61条の規定ですね。漁協組合の「同意」のところが「協議」に変更になった点についてお尋ねいたします。

これ、土砂等々のいろんな影響で汚濁のところの防止につながるかと思うんですけども、今までよりも厳しくなったというような認識でよろしいのでしょうか。

○河村 孝委員長 山口補佐。

○山口課長補佐 お答えいたします。

規制が緩くならないかということですが、もちろん、その「同意」という表現が「協議」という形になるので、その強制力というのは変わってきますけれども、あくまで漁協が同意をするという話なので、漁協が同意する基準を設けているということなので、そちらのほうに委ねられるかなと思いますので、この「同意」という表現が法的に適切でないところから「協議」に変えさせていただきますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

そういう文言の変更というふうな認識でええと思うんですけども、これによってしっかりと、今いろんな問題出た場合に協議されてしていくように行政側も漁協のほうに働きかけをしていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて議案第32号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

環境課長。

○上村環境課長 引き続き、環境課上村が説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第32号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書は17、18ページ、新旧対照表は13ページとなりますので、ご覧いただきたいと思います。

提案理由としまして、本市において景観計画を新たに策定されるとともに、鳥羽市景観計画を一部改正された新たな景観保全対策が実施されることから本提案とするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください

第3条第1項、第2号中、「13メートル以上の」とあるものについては、「10メートル超える」に改正するものでございます。

この改正については、風力発電設備に係る高さの規定について鳥羽市景観条例施行規則で今回規定されることから、同条例施行規則との整合性を保つ必要性があるということから改正するものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日としております。

なお、経過措置をとる必要があることから、改正に係る規定は、施行日前に着手する事業については従前の例によると規定しております。また、今回の条例改正に向けて7月16日から8月7日の期間においてパブリックコメントを実施するとともに、7月15日に環境保全審議会委員に対し書面にて意見を求めましたが、特に意見はございませんでした。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第32号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて請願の審査に入りますので、説明員の皆さんは退席をお願いいたします。

(説明員退席)

○河村 孝委員長 それでは、請願第1号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願について審査を行います。

既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略いたします。

請願第1号について、ご意見はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 それでは、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育委員会生涯学習課より発言の申出がありましたので、許可いたします。

生涯学習課課長補佐。

○中村課長補佐 生涯学習課、中村です。よろしくお願いいたします。

先ほど山本委員の質問に私ちょっと、まず誤ったことを申し上げましたので、この場をおかりしましておわび申し上げますとともに修正をさせていただきます。

まず、トレーニングルームの利用料金、夜間300円じゃないでしょうかとホームページを山本委員拝見しておっしゃって、私200円と申し上げましたが、実際300円ということの誤りでしたので、今回の条例設定では午前・午後・夜間統一料金で設定をさせていただきます。

まず、300円と200円の違いについて修正をさせていただきますとおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○河村 孝委員長 よろしいですね。

それでは、これより採決いたします。

なお、採決は議案番号順に行います。

お諮りいたします。

議案第25号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第26号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第26号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第27号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第27号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第31号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第31号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第32号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第33号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第34号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第35号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

請願第1号について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第1号につきましては、採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は全部終了いたしました。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

(午前11時29分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年9月17日

文教産業常任委員長 河 村 孝